さがみはら都市農業振興ビジョン

【相模原市】

目　　次

第１章　さがみはら都市農業振興ビジョンの策定について ・・・・・・・・・・　１
（１）策定の目的　・・・・・・・・・・・・　１
（２）ビジョンの位置付け　・・・・・・・・・・・・　１
（３）計画期間　・・・・・・・・・・・・　２

第２章　本市における農業の現状について　・・・・・・・・・・・・・　３
（１）担い手における現状　・・・・・・・・・・・・・・　３
（２）農地における現状　・・・・・・・・・・・・・・　６
（３）農業における多様な役割　・・・・・・・・・・・・・　８
（４）現状への対応について（まとめ）　・・・・・・・・・・・・・・・・　１１

第３章　ビジョンの基本的な考え方について　・・・・・・・・・・・・　１３
（１）基本理念　・・・・・・・・・・・・　１３
（２）基本方針　・・・・・・・・・・・・　１３
（３）施策体系　・・・・・・・・・・・・　１４

第４章　ビジョンの基本施策について　・・・・・・・・・・・・　１５
基本施策１　多様な担い手の育成・確保　・・・・・・・・・・・・　１５
基本施策２　農地の保全・有効活用　・・・・・・・・・・・・　１７
基本施策３　成長産業としての農業の確立　・・・・・・・・・・・・　１９
基本施策４　地産地消の推進　・・・・・・・・・・・・　２０
基本施策５　農とのふれあいの推進と農業の多面的機能の活用・・・・・・　２２

第５章　さがみはら都市農業振興ビジョン２０２５の経過・・・・・・・・・・　２４

第６章　推進体制　・・・・・・・・・・　２４

用語解説　・・・・・・・・・・　２５

第１章　さがみはら都市農業振興ビジョンの策定について

（１）策定の目的

農業従事者の高齢化、担い手の不足や、有害鳥獣による農産物被害に伴う営農意欲の減退などにより、経営耕地面積が縮小し、農地の荒廃化が進むなど、本市の農業を取り巻く環境は、大変厳しい状況にあります。

一方、本市は７２万市民の大消費地であり、農業従事者は、農産物直売所や大型小売店舗など、様々な販路を確保することができるなどの優位性を生かして、「攻めの都市農業」や更なる地産地消を展開していくことも十分に期待されます。

また、圏央道（さがみ縦貫道路）の開通に伴い市内２箇所にインターチェンジが設置され、今後は津久井地域にリニア中央新幹線の関連施設が建設されることなどから、更に都市化の進展が見込まれ、貴重な農地が減少する懸念があるため、都市的土地利用との調和により、確保すべき農地に対して有効な保全策を図る必要があります。

食料・農業・農村基本法（平成１１年法律第１０６号）の改正に伴い、国により令和７年４月に新たな「食料・農業・農村基本計画」が策定されました。そこでは、国内の農業生産の増大など、食料の安定供給を掲げており、各自治体においても実効性のある取組が求められています。

このような状況において、本市では都市部と中山間地域のそれぞれの特性を十分に生かした施策を展開するため、持続可能な都市農業の創造と魅力ある新たな農業の振興に向け、前計画の「さがみはら都市農業振興ビジョン２０２５」の基本理念や基本方針を継承した「さがみはら都市農業振興ビジョン」（以下、「本ビジョン」という。）を策定しました。

（２）ビジョンの位置付け

本ビジョンは、都市農業振興基本法（平成２７年法律第１４号）第１０条に基づく、都市農業の振興に関する地方計画に位置付けます。

ア　本市各計画との関連

相模原市総合計画を上位計画として、法定計画である「相模原農業振興地域整備計画」や「相模原市地域計画」、本市の部門別計画である「さがみはら産業振興ビジョン」、「相模原市観光振興計画」、その他関連計画等との連携・整合を図ります。

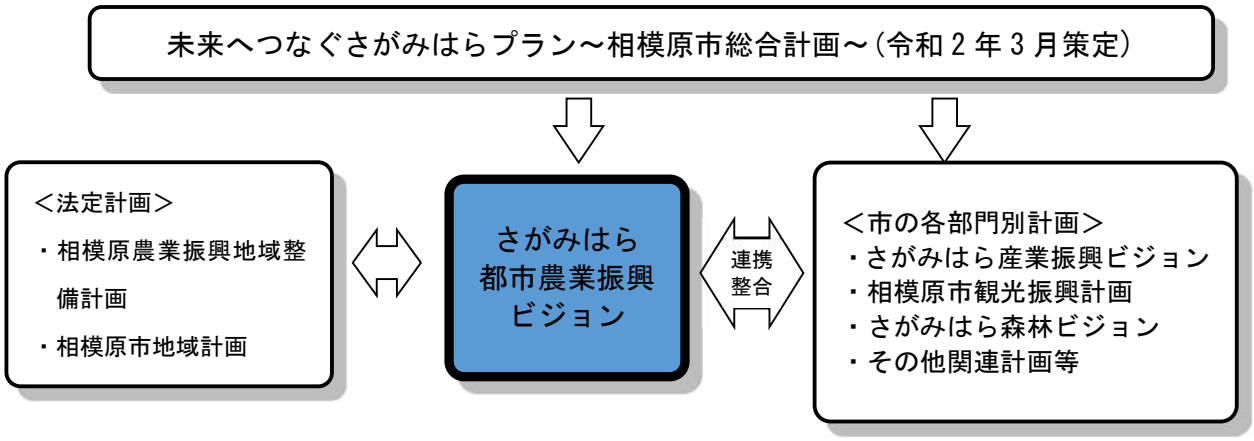

イ　持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ：Sustainable Development Goals）

持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）は、平成２７（２０１５）年９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための２０３０アジェンダ」に記載された平成２８（２０１６）年から令和１２（２０３０）年までの国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための１７のゴール・１６９のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。

本ビジョンの取組の推進は、食料生産、農業経営を支援することで、ＳＤＧｓの達成に寄与するものです。

（３）計画期間

本ビジョンの計画期間は、令和８（2026）年度及び令和９（2027）年度とします。

第２章　本市における農業の現状について

本市の農業振興地域内の農用地区域は、都市部と中山間地域において、現在７７８ヘクタールあり、それぞれの地域特性を生かした農業振興施策の展開を図っていく必要があります。

（１）担い手における現状

農家戸数については、平成２７(２０１５)年には２，４５６戸ありましたが、令和２(２０２０)年には２，０３３戸に減少しています。

そのうち、経営耕地面積が３０アール以上又は農産物の販売金額が年間５０万円以上の農家である「販売農家」は４１０戸、経営耕地面積が３０アール未満かつ農産物の販売金額が年間５０万円未満の農家である「自給的農家」は１，６２３戸です。

「販売農家」については、農産物の販売金額が１００万円未満である農家は、約６８パーセントを占めている一方で、農産物の販売金額が５００万円以上の農家は、全体の約１２パーセントとなっています。

また、「農業経営体」の数を平成２７年と比較すると、全体は約２割減となっており、そのうち、「販売なし」は約３割減、農産物販売金額「３００万円未満」は約２割減となっていますが、「３００万円以上」の減は１割未満であり、販売金額の高い経営体の減少幅は、販売金額の低い経営体と比べて幾分緩やかになっています。

※「農業経営体」については、巻末の用語集を参照。

【農業経営体の農産物販売金額別比較】

	平成27年(2015)	令和2年(2020)	増減	増減率	全体の増減に占める割合
販売なし	244戸	159戸	-85戸	-34.8%	52%
100万円未満	226戸	175戸	-51戸	-22.6%	31%
100～300万円	94戸	69戸	-25戸	-26.6%	15%
300～500万円	27戸	26戸	-1戸	-3.7%	1%
500～1000万円	26戸	22戸	-4戸	-15.4%	2%
1000万円以上	36戸	37戸	1戸	2.8%	-1%
計	653戸	488戸	-165戸	-25.3%	100%

出典：「２０１５年農林業センサス」及び「２０２０年農林業センサス」

また、１５歳以上の世帯員のうち、普段仕事として主に自営農業に常時従事している「基幹的農業従事者」は、令和２年は５０７人であり、内訳は、男性３６２人、女性１４５人となっています。年齢階層別では、５０代、６０代で約３割、７０代以上が５割以上を占めており、担い手の高齢化が進んでいます。同様に、これからの担い手の中心となる４０代以下の割合は、依然として１割程度の状況となっています。

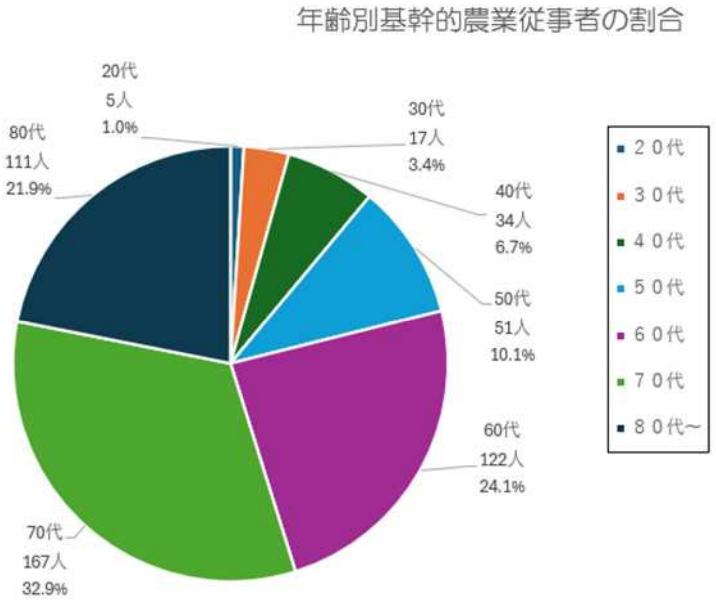

基幹的農業従事者　507 人

出典：「2020 年農林業センサス」

このように、農業従事者の高齢化や担い手の不足に対応するため、これからの農業を支えていく新たな担い手の確保・育成が重要となります。

ア　認定農業者

認定農業者は、一定程度の農業経営規模の維持又は拡大を目指す農業者と言え、地域の中核的な担い手とされるもので、令和７年４月１日現在で１４３戸となっています。６０代以上の占める割合を見ると、基幹的農業従事者に比べると低いものの、約半数を占めている状況です。

【認定農業者数の推移】　　【各年４月１日現在】

Ｈ２２ (2010)	Ｈ２３ (2011)	Ｈ２４ (2012)	Ｈ２５ (2013)	Ｈ２６ (2014)	Ｈ２７ (2015)	Ｈ２８ (2016)	Ｈ２９ (2017)
159	**155**	**150**	**146**	**148**	**149**	**139**	**139**
Ｈ３０ (2018)	Ｒ１ (2019)	Ｒ２ (2020)	Ｒ３ (2021)	Ｒ４ (2022)	Ｒ５ (2023)	Ｒ６ (2024)	Ｒ７ (2025)
136	**141**	**144**	**145**	**147**	**146**	**142**	**143**

単位：戸

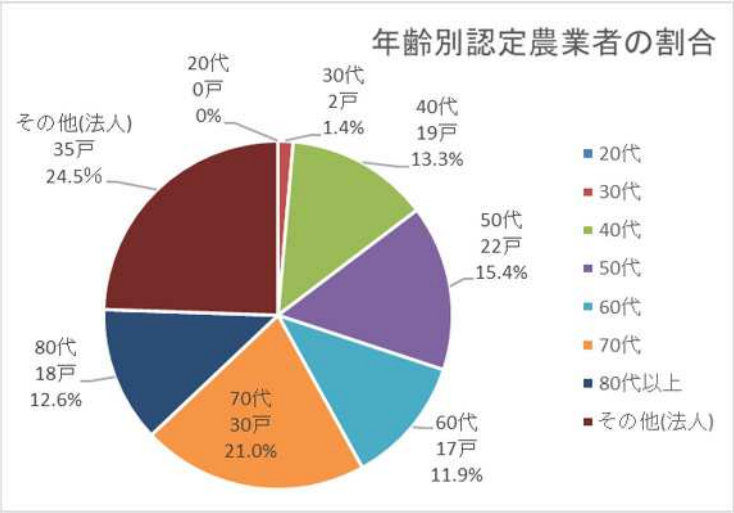

【令和７年４月１日現在】

イ　認定新規就農者

認定新規就農者は、農業経営規模についてこれから更に拡大を目指す農業者と言え、将来的な地域の中核的な担い手として期待ができる者で、令和７年４月１日現在で１５戸１７人となっています。

ウ　農業後継者及び新規就農者

農業後継者については、家族農業経営を行う中で既に後継者がいる農家もありますが、農業従事者の子が別の業種で就業している場合も多い状況となっています。

また、新規就農者については、平成２２年から２６年までの累計は４９人でしたが、平成２７年から令和元年までの累計は９４人と増加傾向であり、平成２２年から令和７年３月末時点までの累計で１３８人となっています。

エ　女性農業者

女性の基幹的農業従事者は令和２年時点で１４５人おり、女性農業者間の交流を図りながら、地産地消の推進や地場農産物等の加工技術の向上、販売促進に向けた活動などを行っています。

オ　農業参入している法人

令和７年４月現在、農地所有適格法人は２４戸と、平成２６年４月時点の１３戸から増加しており、露地野菜の栽培、ブルーベリーの生産・加工販売、農家レストラン等を行っています。

また、解除条件付きの農地の貸借により参入した農地所有適格法人以外の法人は２２戸と、平成２６年４月時点の８戸から増加しており、酒米の栽培、牧草等飼料用草木の栽培や、露地野菜の栽培・加工販売等、多様な事業を展開しています。

（２）農地における現状

経営耕地面積については、昭和５０年には２，９２６ヘクタールありましたが、令和２年には５９３ヘクタールに減少し、昭和５０年比で８割弱の減、平成２７年比で２割弱の減となっています。

農業経営体の経営規模別の経営耕地面積は、経営規模が１ヘクタール未満の農業経営体が約８割を占めています。これは神奈川県全体の割合を上回り、県内では１３番目に多い割合となっています。

【経営耕地面積の推移】

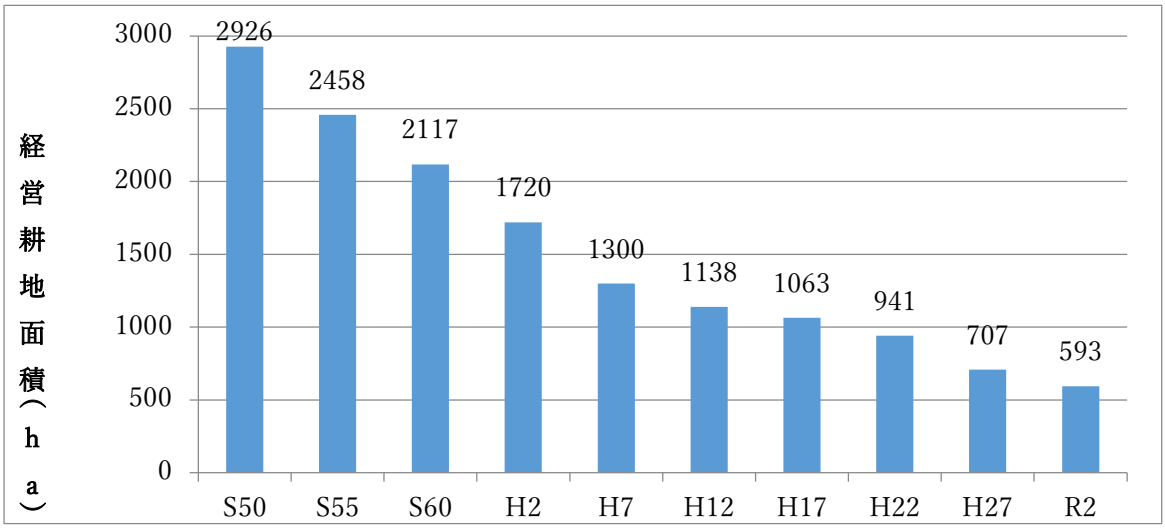

出典：「２０２０年農林業センサス」

【経営規模別の農業経営体数】

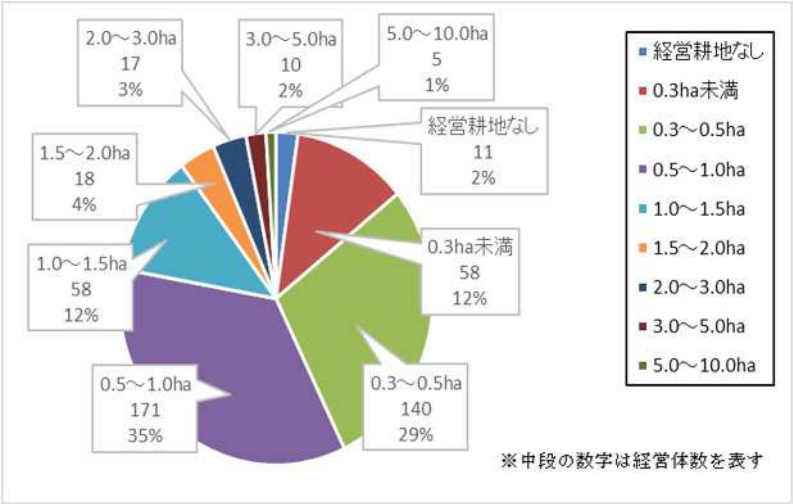

出典：「２０２０年農林業センサス」

【経営規模１ｈａ未満の農業経営体数の割合】

順位	自治体	1ha未満の割合
1	山北町	92.7%
2	松田町	92.2%
3	清川村	92.0%
4	開成町	88.7%
5	葉山町	88.2%
6	川崎市	88.1%
7	南足柄市	85.7%
8	愛川町	82.0%
9	大井町	80.8%
10	茅ヶ崎市	78.9%
10	大和市	78.9%
12	厚木市	78.4%
13	相模原市	77.9%
参考	緑区	78.5%
参考	中央区	66.3%
参考	南区	84.1%
参考	横浜市	73.4%
参考	神奈川県	71.6%
参考	東京都	82.8%

（２０２０年農林業センサスより本市作成）

ア　耕作放棄地対策

耕作放棄地の解消を図るため、これまで「相模原市耕作放棄地対策協議会」を通じた再生利用の取組をはじめ、地域計画における担い手への農地の集積・集約化、新規就農者や参入企業等へのあっせんに取り組んできましたが、全体としては、依然として３０ヘクタール以上の耕作放棄地があります。

【農用地区域における耕作放棄地面積の直近３年ごとの推移】　　単位：ｈａ

区　域	H30 (2018)	R3 (2021)	R6 (2024)
旧相模原市	7.3	6.5	2.8
旧城山町	2.3	1.0	1.5
旧津久井町	6.8	6.0	11.1
旧相模湖町	1.7	1.4	2.5
旧藤野町	21.4	17.7	13.8
計	39.5	32.6	31.7

出典：本市調べ

イ　有害鳥獣被害対策

主に、旧相模原市域では鳥類による農産物被害、津久井地域においてはイノシシ、ニホンジカ、ニホンザルなどによる農産物被害が多く、特に津久井地域では深刻であり、農業者の営農意欲の減退につながっています。

市では、農地における有害鳥獣の駆除や追払い、防護柵の設置などを支援しています。

【防護柵の設置支援件数の推移(簡易防護柵)】　　単位：箇所

	H22～H26 累計	H27～R1 累計	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
設置数	237	281	65	33	59	57	47

出典：本市調べ

（３）農業における多様な役割

ア　都市農業・都市農地の評価の見直し

平成２７年に制定された「都市農業振興基本法」に基づき、平成２８年に国が作成した「都市農業振興基本計画」において、都市農地が、従来の「宅地化すべきもの」から、都市に「あるべきもの」へと大きく見直されました。また、その中で、都市農業が農産物を供給する機能だけでなく、農業に対する理解の醸成、体験・学習など都市住民との交流の場の提供、国土・環境の保全、良好な景観の形成、防災など、多面的な機能を持つことが明示されています。

イ　市民が農業に求めるもの

市民に向けたアンケート調査を平成３０年に行い、主に次のような結果となりました。

平成３０年度市政モニターアンケート調査
テーマ　：「農業施策と地産地消の推進」について
回答者数：市政モニター１１２人
実施時期：平成３０年１１月～１２月

○市内産農産物の購入意向

市内産農産物を「購入したい」と「どちらかといえば購入したい」を合わせると９１．１パーセントに上り、引き続き市内産農産物の安定供給、地産地消の推進が求められていると考えられます。

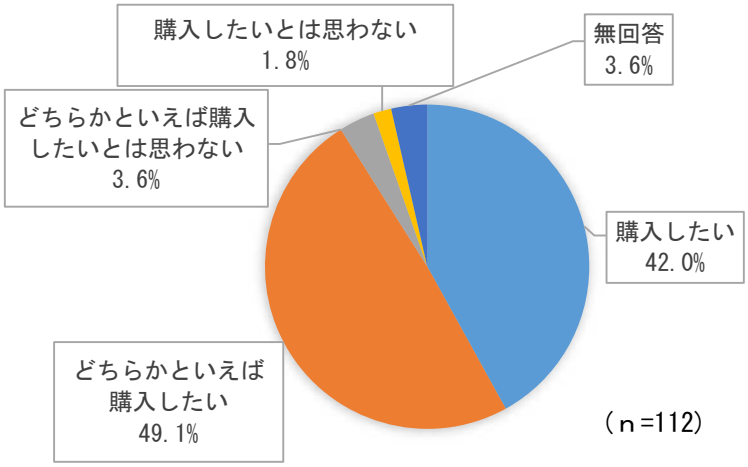

○市内農産物の購入場所について

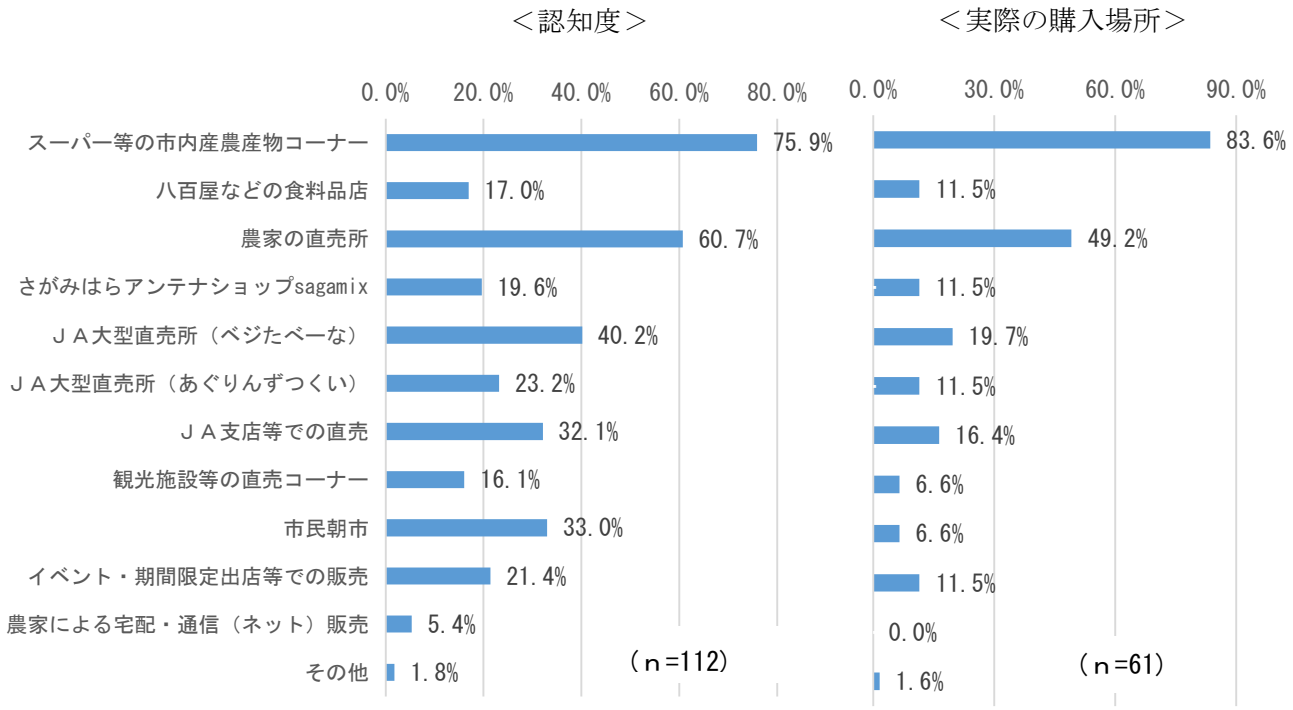

最も多くの人に認知されているのは「スーパー等の市内産農産物コーナー」で、次いで「農家の直売所」でした。

相模原市農業協同組合及び神奈川つくい農業協同組合(以下「市内農業協同組合」という。)の大型直売所や支店等での直売、市民朝市についても２～４割程度の認知度がありますが、「実際の購入場所」としての回答結果を見ると、割合が下がっています。

市では、さがみはら農産物ブランド協議会と連携し、市内産農産物を「さがみはらのめぐみ」と総称しＰＲを行っていますが、販売場所の更なる周知や商品としての更なる魅力向上が必要と考えられます。

○市内都市部の農地の必要性

「必要である」「どちらかといえば必要である」を合わせると８３．１パーセントに上り、多くの人が市内都市部においても農地を必要と感じていることが分かります。

そのため、今後も生産緑地制度等を利用し農地を保全していくことが必要です。

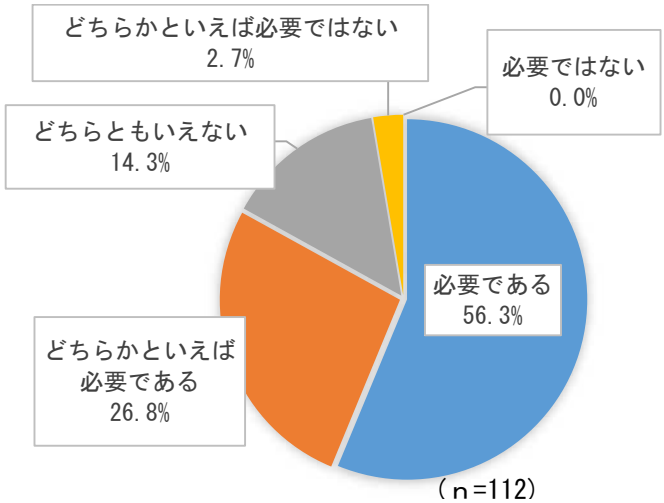

○市内都市部の農地に求める役割

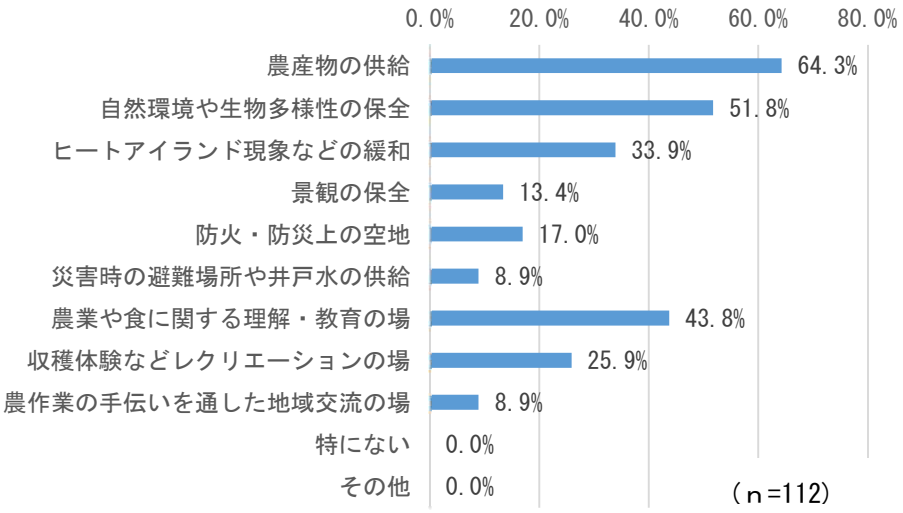

農地の基本的な役割である「農産物の供給」が最も多く、次いで「自然環境や生物多様性の保全」、「農業や食に関する理解・教育の場」、「ヒートアイランド現象などの緩和」、「収穫体験などレクリエーションの場」としての役割が多くの人に期待されています。

都市部における農地としては、「防火・防災上の空地」（１７．０パーセント）、「災害時の避難場所や井戸水の供給」（８．９パーセント）の災害に対応するものとしての役割もある程度認識されていることが分かります。

また、４人に１人が、農地の役割として「収穫体験などレクリエーションの場」（２５．９パーセント）と回答しており、農地で体験したいこととして「市民農園を借りて農業をしたい」（２５．０パーセント）、「農家指導のもとで農業体験をしたい」（２５．９パーセント）と考えていることが分かります。

＜体験したいこと＞

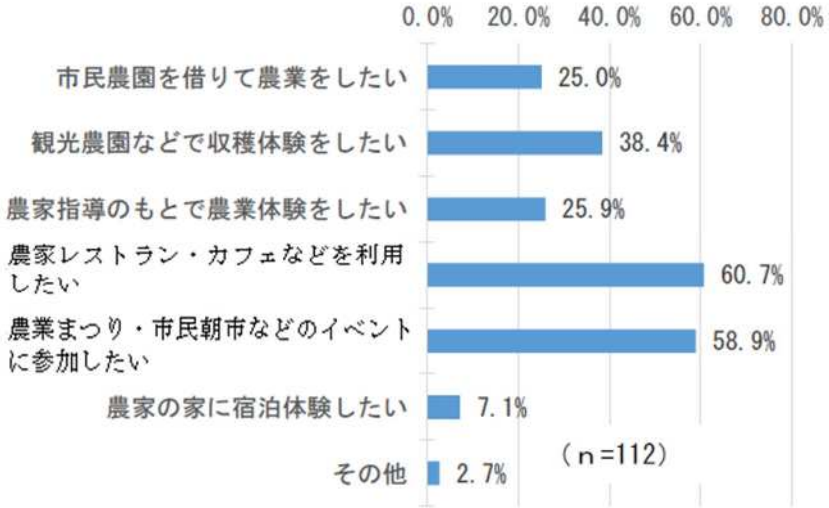

市内では市民が「農」とふれあえる場である市民農園や収穫体験、摘み取りなどの観光農園があるため、引き続き効果的な情報提供を行う必要があります。

その他、農家レストランや農業まつりなど参加しやすい農とのふれあいについても需要が高いと考えられます。

【市民農園開設状況】　　令和7年4月1日現在

	箇所数	区画数	面積（㎡）
コミュニティ農園	3	48	3,442
レクリエーション農園	39	1,760	45,636
健康づくり農園	6	146	8,100
小計	48	1,954	57,178
農家開設型市民農園	12	629	32,840
合計	60	2,583	90,018

出典：本市調べ

○有機農業への関心

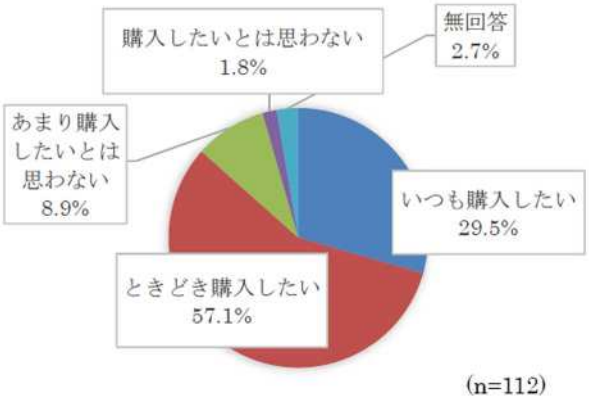

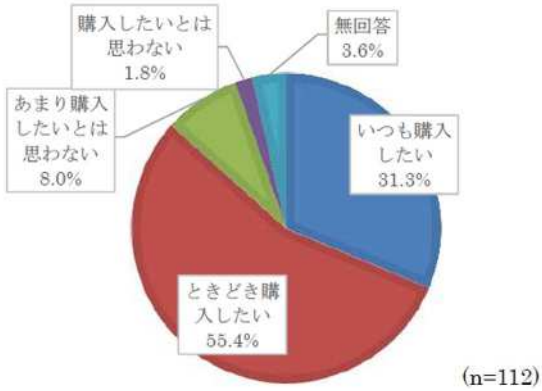

☆有機農産物の購入意向は、「いつも購入したい」（２９．５パーセント）と「ときどき購入したい」（５７．１パーセント）とを合わせた９割弱（８６．６パーセント）という結果となりました。
☆減農薬等農産物の購入意向は、「いつも購入したい」（３１．３パーセント）と「ときどき購入したい」（５５．４パーセント）とを合わせた９割弱（８６．７パーセント）という結果となりました。
このような結果から、消費者は有機農業への関心が高く、購買意欲も高いことが伺えます。

（４）現状への対応について（まとめ）

市内産農産物を購入したいと考える市民が多くいる中で、農地と農業者は大幅な減少を続けており、今後も相続による農地の分散化・小規模化を伴った農地の減少、高齢化や人口減少などによる農業者の減少が見込まれます。

農業者は、高齢化等に伴い減少が進んでいる一方で、販売金額が３００万円以上の販売農家数の減少幅が小幅にとどまっており、経営耕地面積の規模が１ヘクタール未満の販売農家が大部分を占める一方で、１ヘクタール以上の販売農家が一定数います。

そのため、これら中心的経営体への農地の利用集積をより一層行うことが、農業経営の効率化・拡大と農地の保全の両方につながるものと考えられます。加えて、中心的経営体の農業経営に対する支援や農地等に対する生産基盤整備、有害鳥獣被害対策

を行うことが、更なる農地の有効活用につながります。また、将来の中心的経営者を確保するため、新規就農者等の新たな担い手を確保、育成していくことも重要です。

農業は農産物の供給だけではない多面的な機能を有していますが、耕作放棄地は依然として大きな面積が残っています。その一方、市民農園や農家指導の農業体験、農家レストランなどへのニーズが一定程度存在しています。これらを踏まえると、多様な手法による市民農園の開設や、半農半Xのように農産物の生産以外にも取り組む農業者への支援など、規模を追求しない取組や担い手の位置付けについても考えていく必要があります。

また、経営規模が農産物の主要産地と比較して小規模である本市においては、特定の品目を大規模に栽培し全国に出荷する産地型の農業よりも、多品目栽培や6次産業化などにより身近な住民の多様なニーズに応える都市型の農業が多く営まれており、こうした特性を踏まえて施策を講じる必要があります。

以上を踏まえ、次章より基本的な考え方や基本施策を定めていきます。

平成25年12月にオープン
JA相模原市農産物直売所「ベジたべーな」

平成25年10月にオープン
JA神奈川つくい農畜産物直売所「あぐりんず つくい」

令和2年10月にオープン
JA相模原市農産物直売所「ベジたべーな mini」

地産地消を推進する
イメージキャラクター
「さがみはらのめぐみちゃん」

第３章　ビジョンの基本的な考え方について

本市の農業の現状や課題を踏まえ、これからの都市農業のあるべき姿について、次のような基本理念や基本方針に基づき、ビジョンを推進していきます。

（１）基本理念

○農業の持続的な発展

「攻めの都市農業」を担う生産者の育成・確保を図るとともに、農地利用の集約化や農業の６次産業化に向けた支援など、それぞれの農業者が自らの判断で創意工夫あふれる経営ができる環境整備を進めます。

○みんなで支える農業

市民が新鮮で安全・安心な地場農産物を消費することや農業とふれあう機会を増やすことによって、農業に対する理解を深めるための取組を推進します。

○２つの地域特性の活用による農業振興

本市には都市部と中山間地域の２つの地域があり、それぞれの特性を十分に生かした農業振興を図ることにより、農業の持つ多面的な機能を更に充実させ、市民の心豊かな暮らしの実現を図ります。

○農地の保全

農地は農業の最も基礎的な生産基盤です。地域の実情に配慮しつつ、農地の保全と活用を図ります。

（２）基本方針

４つの基本理念に基づき、持続可能な都市農業を振興するため、２つの柱を基本方針として位置付けます。

基本方針　Ⅰ

優良な農地で多様な担い手が効率的かつ安定的な農業経営を行うための

「持続可能な力強い農業の確立」

基本方針　Ⅱ

農業の多面的な機能を最大限に発揮することによる

「市民・地域に貢献できる農業の推進」

（３）施策体系

基本施策	個別施策	施策効果の方向性		重点
		基本方針Ⅰ	基本方針Ⅱ	
基本施策１　多様な担い手の育成・確保				
	個別施策（１）農業経営規模の拡大に対する支援	○		○
	個別施策（２）新たな中心的経営体の育成	○		○
基本施策２　農地の保全・有効活用				
	個別施策（１）地域の中心的経営体等への農地の利用集積・集約化	○		○
	個別施策（２）農業生産基盤整備	○		○
	個別施策（３）耕作放棄地対策	○		○
	個別施策（４）有害鳥獣被害対策	○		○
	個別施策（５）市域における農地の保全	○		
基本施策３　成長産業としての農業の確立				
	個別施策（１）多様な農産物の生産振興	○		
	個別施策（２）農業の６次産業化の促進	○		○
	個別施策（３）ＩＣＴを活用したスマート農業の促進	○		
基本施策４　地産地消の推進				
	個別施策（１）食農教育の推進	○	○	○
	個別施策（２）地場農産物のブランド化の促進	○		○
	個別施策（３）直売所等の活用による販路拡大の支援	○	○	○
基本施策５　農とのふれあいの推進と農業の多面的機能の活用				
	個別施策（１）市民農園・体験型農園の開設促進		○	
	個別施策（２）農業体験、農に関するイベントへの支援		○	○
	個別施策（３）農業と福祉の連携に向けた支援	○	○	○
	個別施策（４）農業の多面的機能の活用	○	○	○

※重点欄に○のある個別施策は重点的な取組を含む施策です。

第４章　ビジョンの基本施策について

２つの基本方針に基づき、５つの基本施策と１７の個別施策により、ビジョンの具体的な推進を図ります。あわせて、個別施策において優先的に進める取組を重点プロジェクトとして位置付けます。

基本施策１　多様な担い手の育成・確保

地域の中心的経営体に向けた農業経営規模の拡大に対する支援、将来の中心的経営体の確保に向けた新規就農者の確保・育成、法人の農業参入の促進などに取り組みます。

個別施策（１）農業経営規模の拡大に対する支援

ア　認定農業者の育成・確保　重点

農業経営の安定化につながる効果的な支援を行うため、認定農業者が作成した農業経営改善計画の実現に向けて必要となる施設・機械等の資本装備の整備に対し、引き続き支援を行います。これらの資本装備は経営の効率化、高付加価値化、規模の拡大などにおいて有用であり、増えつつあるＩＣＴの導入への対応も必要であることから、今後も取組を推進します。

また、市内農業協同組合や県農業技術センター等と連携し、新たな認定農業者の掘り起こしやその農業経営改善計画の実現に向けた支援を行います。

イ　畜産の近代化設備導入支援

都市化の進む市内における畜産経営の維持・拡大に向け、省力化・効率化や高付加価値化、生育環境の改善等を図るための近代的な設備・機械の導入に対して、引き続き支援を行います。

ウ　経営体育成支援事業

地域計画に位置付けられた地域の中心的経営体が施設・機械を導入する際、より一層の経営規模拡大を図るために活用を促していきます 。

エ　援農システムの整備

農家の労働力不足を補い、農業経営の安定を図るため、研修講座で育成した援農ボランティアを派遣する援農システムの整備を行う市内農業協同組合に対し、引き続き支援を行っていきます。

個別施策（２）新たな中心的経営体の育成

ア　新規就農者の確保・定着　重点

農業後継者及び新規就農者を確保し、定着を図るため、相模原市農業委員会や市内農業協同組合、県農業技術センターと連携して経営面・技術面の支援に取り組み、今後も拡充を図ります。

就農希望者に向けては、相模原市農業委員会と連携しながら、農地の貸借制度や農地情報、補助制度等に関する情報提供や相談対応を行います。また、多様な担い手を確保するため、新たな女性農業者の育成・確保に向け、引き続き相談支援を行います。

新規就農者のうち、希望者に対しては、認定新規就農者を対象とした国制度の「経営開始資金」や「経営発展支援事業」、日本政策金融公庫が実施する「青年等就農資金」制度や、就農直後の安定を図るための所得支援制度の利用を促していきます。認定新規就農者になるためには、市の基本構想に基づく目標について、達成する見込が確実である青年等就農計画を作成する必要があるため、作成についての助言等も行います。

就農開始後も、経営面・技術面について相模原市農業委員会や市内農業協同組合、県農業技術センターと連携したフォローアップ体制のもと、多方面からの支援を実施することにより、定着と規模拡大に向けて継続的な支援を行います。

＜達成目標１－１　新規就農者数（累計）＞

	基準 （平成22～26年度累計）	旧ビジョン中間目標 令和２(2020)年	旧ビジョン目標 令和７(2025)年	最終目標 令和９(2027)年
目標		100名	150名	158名
実績	49名	94名 （令和元年度末時点）	138名 （令和6年度末時点）	―

※新たに農地の利用権の設定を行った就農者の数で、目標の時点は年度当初

＜達成目標１－２　青年等就農計画の認定件数（累計）＞

	基準 （平成26～令和6年度累計）	目標 （令和９(2027)年）
目標		33件
実績	28件	―

※認定新規就農者・・・市町村から青年等就農計画の認定を受けた者（H26年度から認定制度開始）（夫婦の共同申請を含む）。目標の時点は年度当初

イ　農業への法人参入の促進

法人からの農業参入に係る相談に対して、事業計画の作成等の支援をすることにより、法人参入の促進に取り組みます。

また、市内農業協同組合を通じた「農地中間管理機構」の活用により、法人が借り受けできる農地に関する情報提供を行います。

基本施策２　農地の保全・有効活用

農地の有効活用として、地域の中心的経営体に農地を利用集積することで、効率的かつ安定的な農業経営を支援します。また、農業の生産性を向上させるため、農地の整備や営農環境の改善に取り組みます。

個別施策（１）地域の中心的経営体等への農地の利用集積・集約化

ア　経営規模を拡大する農業者への農地の利用集積・集約化の促進　重点

相模原市農業委員会、市内農業協同組合、農地中間管理機構と連携し、地域の中心的経営体に農地を利用集積するとともに、集約化を図ることで生産効率の向上に繋げます。また、新規就農者や農業参入した法人などにも効率的に一定規模の農地の利用集積を図ります。

イ　「相模原市地域計画」の実行

「相模原市地域計画」の実行により、経営規模の拡大に意欲的な地域の中心的経営体への農地の利用集積を促進します。

ウ　農地の利用集積・集約化に対する助成

一定の条件を満たした農地の貸借をした場合に助成される農地流動化助成金や機構集積協力金をインセンティブとして活用し、中心的経営体への農地の利用集積・集約化を促進します。

個別施策（２）農業生産基盤整備

ア　農道等の維持・整備

既存の農道や用水路などの農業用施設の修繕・改修に対応するとともに、計画的な農道、用水路の整備を進めます。

イ　農業生産基盤の整備　重点

優良農地の保全と生産性の向上を図るため、相模原市地域計画や相模原農業振興地域整備計画に基づき、土地改良事業など農業生産基盤の整備を推進します。

個別施策（３）耕作放棄地対策　重点

再生した耕作放棄地を新規就農者や農業参入した法人などに農地を利用集積し、あわせて農業用機械の借り上げの支援を行うことで、耕作放棄地の解消に取り組んでいきます。

今後は、新たな実施体制を構築し、引き続き再生利用に取り組みます。

＜達成目標２　集積が行われた農地面積＞　※総合計画進行管理【指標１】対応する取組の方向に同じ

	基準値 平成30年	令和3年	令和4年
目標値（ha）	―		
実績値(ha)	7.2	6.1	3.1
	令和5年	令和6年	令和9（2027)年 最終目標
目標値（ha）	8.2		8.6
実績値(ha)	3.0	4.8	―

※農地の保全や経営の効率が図られているかを見る指標

個別施策（４）有害鳥獣被害対策

津久井地域においては、特に、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルなどの有害鳥獣による農産物被害は深刻であり、農業者の営農意欲の減退に繋がっています。

安定的な農業経営を図るため、鳥獣被害に対し、次の取組を継続します。

ア　有害鳥獣駆除対策事業の実施　重点

相模原市鳥獣等被害対策協議会が実施するサルの追払い及びイノシシ・シカの捕獲に関する取組や被害防除に関する講習会を開催する等の取組に対して、支援を続けていきます。また、相模原市みどり組合連絡協議会が実施する銃器等による駆除や追払いへの支援を継続します。こうした取組を踏まえ、市内農業協同組合と連携し、引き続き農作物被害の軽減に取り組んでいきます。

イ　防護柵設置事業の実施

引き続き、鳥獣被害の軽減のため農地に防護柵を設置する農業者への助成を行っていきます。

個別施策（５）市域における農地の保全

食料生産の基盤である農地を維持し、農地総量の確保を図るとともに、生産性を向上させます。

ア　農地の保全

市街地における農地は、緑地や防災上の空地などの役割を持ち、良好な都市環境を形成する上で多面的機能を有するため、生産緑地制度や都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく貸借制度などを活用し、農地の保全に取り組みます。

また、農地の適正利用を図るため、農業振興地域内の優良な農地の保全を図ります。

特に、相模原市地域計画の区域内について、担い手への農地の集積・集約化に資する良好な営農条件を確保し、農地の保全に取り組みます。

イ　適正な土地利用

将来にわたり、利用見込みのない農地については、今後の利用方法を検討し、適正な土地利用が図られるよう取り組みます。

基本施策３　成長産業としての農業の確立

農産物の競争力を高めるための生産振興や付加価値を高める取組を促進し、農業者の所得向上を図るため、成長産業としての持続的な農業の確立に取り組みます。

個別施策（１）多様な農産物の生産振興

ア　農産物振興（野菜、果実、花卉・植木）

市民に安全・安心な農産物の提供を行うとともに、生産振興及び地産地消による消費拡大を図るため、各組合・協議会等が共同で実施する生産資材や出荷・直売用資材の導入、病害虫防除など、引き続き高品質な農産物の安定供給を支援するとともに、「さがみはらのめぐみ」のマーク入りの出荷・直売資材の導入を促進します。

イ　畜産振興

畜産業の助長・育成を図るため、相模原市畜産振興協会が実施する家畜防疫対策、近代化設備導入の他、環境保全対策、酪農・養豚・養鶏の各振興対策等、畜産経営の安定に向け継続的に支援します。

ウ　実験圃場の整備

安定的な農産物生産や減農薬栽培の確立を図るための新しい生産技術等をパイロット的に実施する実験圃場の整備に対し継続的に助成し、高品質な農産物の効率的・安定的な生産を促進します。

エ　環境保全型農業の推進

環境保全型農業資材の導入や、化学肥料・化学合成農薬等の使用低減など、基準を満たした営農活動を行う農業者団体に対し助成をすることで、環境保全に効果の高い営農活動の普及を図ります。

オ　有機農業の取組の推進

有機農産物の地産地消に向けた栽培技術の向上や有機農業者数の増加、取組面積の拡大を目指し、先駆的な有機農業者等を招へいした圃場における実地講習会の実施や大型直売所等への特設コーナーの設置のほか、マルシェの開催、食育事業を通じた周知などを通じて、農業者や関係事業者等が一体となって取り組む有機農業の仕組みづくりを進めます。

個別施策（２）農業の６次産業化の促進　重点

農業者の６次産業化への取組に関する相談対応や県等関係機関との連携を強化しながら、地場農産物を使用した商品開発等に対し支援をしていきます。

個別施策（３）ＩＣＴを活用したスマート農業の促進

ＩＣＴやロボット技術の導入による新たな農業技術の確立を目指します。

施設栽培や圃場管理においては、生育状況や栽培技術を見える化し、日常の作業の軽労化や省力化を図るとともに、高度な作業を実現することで、生産量の増加、高品質生産を目指す取組を促進します。

また、畜産業においても、先進技術を活用した飼養管理を実現することで、家畜の生産性や畜産物の品質の向上に向けた取組を促進します。

基本施策４　地産地消の推進

都市型の農業が多く営まれる本市において、地産地消の推進は、市民に身近で新鮮な農産物を安定的に供給することにつながります。世界的な感染症の流行や全国的な気象災害等により、食料品を外部から調達することが難しいような場合に特に役立ちます。

また、農産物の販売促進と市民の農業に対する理解促進に有効であり、今後も引き続き推進していきます。

個別施策（１）食農教育の推進

保育園・幼稚園、小・中学校等との連携による幼少期からの食農教育の体制づくりを確立し、学校給食への地場農産物の活用を推進します。

また、市内農業協同組合が地域の農業者と協力して実施している出前食農体験や学校農園等、市以外の主体が実施している取組について、実態把握や情報交換を行うなど、より充実した取組となるよう、学校をはじめとした関係機関と連携しながら、食農教育に対する支援を行います。

ア　食育推進事業

保育園の食育活動への講師を派遣することで、旬の地場農産物を知り、食の大切さを学ぶ取組を支援していきます。

イ　農業体験学習の支援

市立小学校５・６年生を対象として相模原市農業体験学習推進協議会が実施する米作りの農作業体験等の活動を支援するとともに、市以外の農業体験を実施している主体と連携を図り、実態把握や情報交換を行うなど、収穫の喜びや農業の大切さを理解する機会となる事業に取り組んでいきます。

ウ　学校給食への出荷拡大支援　重点

学校給食への地場農産物の提供を促進するため、学校給食へ出荷する生産者グループを組織し、給食の規格にあった栽培技術の情報交換や、安定した出荷のための連携を行い、出荷拡大に取り組みます。

個別施策（２）地場農産物のブランド化の促進　重点

「やまといも」や「津久井在来大豆」などのブランド品目や地場農産物の愛称である「さがみはらのめぐみ」をＰＲし、引き続き販売促進に取り組むほか、市内農業協働組合と連携して新たなブランド化・商品開発に取り組んでいきます。今後も事業者や大学等との連携による新たなブランド化の推進や商品開発を促進していきます。

個別施策（３）直売所等の活用による販路拡大の支援　重点

市内農業協同組合の大型直売所の活用や市内市場への出荷奨励金の交付、民間との連携によるイベントの開催、市主催イベント・まつり等での地場農畜産物販売コーナーの拡大等、農業者の販路拡大を支援します。また、商工会議所と連携し、農業者と市内飲食業者・商業者との商談会の開催を検討します。

食育推進事業の様子

農業体験学習事業の様子

ブランド２品目
(やまといも、津久井在来大豆)

ブランド化推進４品目
(にんじん、ブルーベリー、キウイフルーツ、ごぼう)

基本施策５　農とのふれあいの推進と農業の多面的機能の活用

市民が、余暇、教育、福祉等の様々な目的で日常的に農業にふれあうことができる機会を提供し、農業の持つ多面的機能を地域資源として活用することで、農業に対する理解を促進し、また、農業を支える新たな取組や新たな価値を生み出す取組を推進します。

個別施策（１）市民農園・体験型農園の開設促進

市民農園や農家の指導を受けて行う農業体験には多くのニーズがあり、農業に対する理解を深める場としても役立つものであることから、農家開設型市民農園や体験型農園の開設手法の周知を行い、新たな市民農園の開設を促進します。

個別施策（２）農業体験、農に関するイベントへの支援

ア　農業まつりへの支援

市民と農業者がふれあう場づくりを推進し、都市農業に対する市民の理解を深める事業である農業まつりを開催します。また、農業まつり事業の一環として実施している、農畜産物共進会は、生産物の品質向上や農業者の生産意欲の向上などにつながるため、今後も参加者が増加するよう、事業の充実を図っていきます。

イ　市民朝市の活動支援

新鮮な地場農産物を定期的に供給することができ、農業者と市民の相互理解を深める機会となっている市民朝市について、その活動や充実させる取組を支援していきます。

ウ　農業者と市民の交流の促進　重点

農業者による収穫体験や農業体験教室などの開催を促進するなど、農業への理解を深める取組を支援していきます。

市民農園の様子

市民朝市の様子

個別施策（３）農業と福祉の連携に向けた支援　重点

「農福連携」は働く意欲のある障害のある方に社会参加の場を提供しつつ、農業の経営改善につながるもので、重要な取組です。

特例子会社の農業参入や労働力不足に悩む農業者と障害者施設の連携による農作業受委託の実施、農業者による障害のある方の雇用などを支援し、農業者と障害のある方の双方にメリットがある「農福連携」を促進します。

個別施策（４）農業の多面的機能の活用

ア　多様な地域資源を生かした農との連携　重点

津久井地域では、地域振興を目的として、自然、文化、人々との交流を楽しむ余暇活動である「グリーン・ツーリズム」における農業体験や農産物加工体験、古民家を活用した宿泊施設の整備など、多様な地域資源を活用した取組を促進します。

イ　農地における多面的機能の発揮

建物が密集する都市部では、農地は、農産物を供給する場だけではなく、農作業体験や交流の場、良好な景観の形成、環境の保全、火災時における延焼防止や一時避難場所としての防災空間など、多様な役割を持つ貴重な空間であるため、有効利用を図ります。

また、津久井地域の里山や棚田等の伝統的な景観や市内各地で緑地空間や水辺空間としての役割を持つ農地は、心の安らぎや潤いをもたらす空間となるため、引き続き保全に取り組んでいきます。

農山村風景(藤野地区大日野原の様子)

農業まつりの様子

営農センター周辺

道志新田の風景

第５章　さがみはら都市農業振興ビジョン２０２５の経過

1　策定の背景

農業従事者の高齢化、担い手の不足や、有害鳥獣による農産物被害に伴う農業者の営農意欲の減退などにより、経営耕地面積が縮小し、農地の荒廃化が進むなど、本市の農業を取り巻く環境は、大変厳しい状況にあります。

一方、７２万市民の大消費地を抱え、農業者は、農産物直売所や大型小売店舗など、様々な販路を確保することができるなどの優位性を生かし、「攻めの都市農業」や更なる地産地消を展開していくことも十分に期待されます。

また、圏央道（さがみ縦貫道路）の開通に伴い市内２箇所にインターチェンジが設置され、今後は津久井地域にリニア中央新幹線の関連施設が建設されることなどから、更に都市化の進展が見込まれ、貴重な農地が減少する懸念があるため、都市的土地利用との調和により、確保すべき農地に対して有効な保全策を図る必要があります。

2　策定の目的等

市域には都市部と中山間地域の２つの地域があることから、それぞれの特性を十分にいかした施策展開が必要であり、本市が農業振興施策を実施していく上で、持続可能な都市農業の創造と魅力ある新たな農業の振興に向けた方向性を定める「さがみはら都市農業振興ビジョン2025」を策定しました。

3　ビジョンの位置付け

新・相模原市総合計画を上記計画として、法定計画である「農業振興地域整備計画」や、本市の部門別計画である「さがみはら産業振興ビジョン２０２５」、「新相模原市観光振興計画」、その他関連計画等との連携・整合を図りながら、施策を推進してきました。

4　現状と課題の把握

策定に当たっては、国の農林業センサスのデータや市政モニターアンケート調査等に基づき、各項目における現状と課題を整理しました。

① 担い手における現状と課題

◆農家戸数、販売農家の農産物販売金額別戸数、年齢別期間気農業従事者
◆認定農業者の推移、年齢別認定農業者の割合
◆農業参入している法人

② 農地における現状と課題

◆経営耕地面積の推移
◆販売農家における経営規模の分布
◆耕作放棄地面積の推移
◆有害鳥獣被害対策の現状

③ 農業施策と地産地消の推進における現状と課題

➤平成２５（2013）年度市政モニターアンケート調査の分析

5　策定の経過

策定年月	計画名称	計画期間
S58年3月	① 工業振興ビジョン（テーマ：高度技術集積都市への道） ② 商業振興ビジョン（テーマ：60万市民のための商業地づくり）	
H元年3月	③ 都市農業振興指針（テーマ：農業者と市民の連携による都市農業の確立）	
H8年3月	○ さがみはら産業振興ビジョン （テーマ：豊かな生活文化を創生する産業を目指して） ※①②工業・商業振興ビジョン、③都市農業振興指針を継承・発展	H8年度～H22年度 （1996年度～2010年度）
H22年3月	○ 新・相模原市総合計画	H22～H31年度 （2010年度～2019年度）
H28年3月	○ さがみはら都市農業振興ビジョン２０２５ （部門別計画施策名：持続可能な力強い農業の確立）	平成28年度～令和7年度 （2016年度～2025年度）

第６章　推進体制

ビジョンの推進に当たっては、農業者、市民、農業関係団体及び民間事業者並びに行政が、それぞれの役割を果たす中で、農業全般に関して情報共有する機会を設けるなど密接に連携しながら、都市農業の振興を図っていきます。

また、本ビジョンに基づき実施する各事業については、相模原市総合計画の進行管理と併せ、「ＰＤＣＡサイクル」の考え方を活用し、推進していきます。

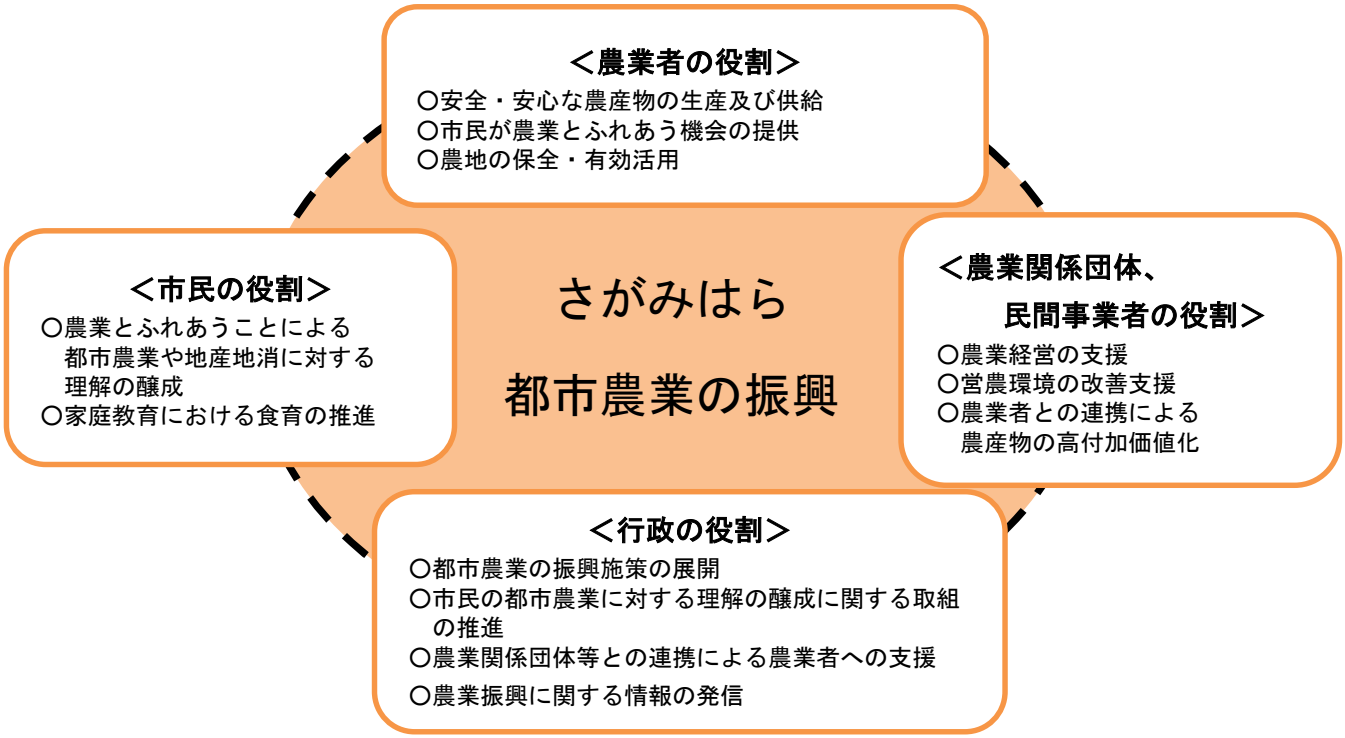

用語解説

あ行

援農

都市住民等が、無償又は最低賃金以下の謝礼や農産物を得つつ、農家の農作業を手伝うもの。

か行

解除条件付き貸借

貸借契約の中に農地を適正に利用していない場合に貸借を解除する旨の条件を付すことで、農地法又は農業経営基盤強化促進法に基づく農作業常時従事要件又は農地所有適格法人の要件を満たすことなく、農地の使用貸借権又は賃借権を取得する方法。

グリーン・ツーリズム

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。滞在の期間は、日帰りの場合から、長期的又は定期的・反復的な（宿泊・滞在を伴う）場合まで様々。

さ行

「未来へつなぐさがみはらプラン～相模原市総合計画～」

将来の相模原市をどのようなまちにしていくのかを示す「まちづくりの指針」となるもので、市政全般の政策・施策・事業の方向性を定めたもの。基本計画期間は、令和２（２０２０）年度～令和９（２０２７）年度の８年間。

食育

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

基幹的農業従事者

農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、調査期日前１年間に普段仕事として主に自営農業に従事した者。

耕作放棄地

農林業センサスにおいて、「以前耕地であったもので、過去１年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地」と定義される統計上の用語。

市民農園

都市住民等がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいづくり、児童・生徒の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園。

市民朝市

新鮮な農産物の提供、都市農業の振興及び農家と市民の交流を目的に行う、市内で採れた新鮮な野菜等の販売会。

食農教育

食育と農業教育を一体として行う取組。農業体験等を通じて、「食」を支える農業や地域、自然との関わりについて、理解を深めることを目的とする。

た行

地域計画

農業経営基盤強化促進法に基づき、市内農業の現状や課題、計画対象農地の集約化等の意向を踏まえ、地域農業関係者等と協議を行い、相模原市が目指す将来の地域農業の在り方や計画対象農地の利用を明確にするもの。令和７年３月３１日に策定。

都市農業

都市の中で都市と調和しつつ存在する農業を、都市の周辺の近郊農業と特に区別して、都市農業という。都市農業振興基本法第 2 条では「市街地及びその周辺の地域において行われる農業」と規定しており、消費地に近いという利点を生かした新鮮な農産物の供給といった生産面での重要な役割のみならず、身近な農業体験の場の提供や災害に備えたオープンスペースの確保、潤いや安らぎといった緑地空間の提供など、多面的な役割を果たしている。

特例子会社

障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をして設立した子会社。事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があるが、一定の要件を満たした場合、その子会社が雇用する障害者を、親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できる。

土地改良事業

農用地や農業用水路、農道などの農業生産基盤の整備を行うもの。

な行

認定農業者

農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を作成し、その計画が、市町村による認定を受けた農業者。

農業振興地域整備計画

都道府県による農業振興地域の指定を受け、市町村が定める計画。農用地利用計画や農業生産基盤の整備開発計画、農用地等の保全計画、規模拡大・農用地等の効率的利用の促進計画などを定める。

農業まつり

「魅力とうるおいのある都市農業をめざして」をテーマに市民が本市農業に対する

認定新規就農者

新たに農業を営もうとする者で、市町村から青年等就農計画の認定を受けた者。

農地所有適格法人

主たる事業が農業であり、農地法に規定された一定の要件を満たす法人。農地を所有することも借りることも可能。

農業経営体

（１）経営耕地面積が３０a 以上の規模の農業を行うもの又は（２）農作物の作付面積若しくは栽培面積、家畜の飼養頭羽数若しくは出荷羽数その他の事業の規模が農林業経営体の基準以上の農業を行うもの若しくは農作業の受託の事業を行うものをいう。

理解と親しみを深めてもらうことを目的に行う農業イベント。例年１１月の第２日曜日に開催している。

農地中間管理機構（農地バンク）

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農地中間管理事業を行う主体（実施主体）。神奈川県では、公益社団法人神奈川県農業会議が指定されている。

農福連携

「農」と「福祉」が連携することにより農業分野で障害者等の働く場所づくりや居場所づくりを実現しようとする取組。

は行

人・農地プラン

集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」として、地域による話し合いを経て、市町村が策定するもの。地域の中心的経営体の確保や中心的経営体への農地集積などについて定める。本市では、法定計画である地域計画に統合。

や行

有機農業

平成１８年度に策定された「有機農業推進法」において、有機農業は「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。」と定義されている。

農商工連携

地域経済活性化のため、地域の基幹産業である農林水産業と商業、工業等との連携を強化することにより、相乗効果を発揮しようとする取組。

農地の利用集積

農業経営体が、「所有」「借り入れ」「農作業受託」により、農地の利用を集約化すること。

農用地区域

都道府県知事が指定する農業振興地域のうち市町村長が定める農業振興地域整備計画の中で、農用地等として利用すべき土地の区域として定められた区域。農地の保全と有効利用を図るため、農地転用の制限、開発行為の制限等の措置がとられる。

半農半Ｘ（はんのうはんえっくす）

別の仕事（X）をしながら農業をするという多様な農業への関わり方の一つであり、特に農業の労働力不足に直面する地域では、このような新たな動きが更に広がることで、短期的な労働力不足の解消に寄与するとともに将来的な就農につながっていくことが期待されている。

ら行

６次産業化

農業者が、農産物の生産（１次産業）だけでなく、食品加工（２次産業）、流通・販売等（３次産業）にも取り組み、経営を多角化することで、農業所得の向上等を目指すこと。１×（＋）２×（＋）３次産業＝６次産業化。

さがみはら都市農業振興ビジョン

令和８年３月発行
発行者：相模原市
神奈川県相模原市中央区中央２丁目１１番１５号
電話　０４２－７５４－１１１１(代表)
編集者：相模原市環境経済局経済部農政課